

令和3年5月（第6回）教育委員会会議議事録

1. 開催の日時及び場所

令和3年5月18日（火）19：00～19：45

宇部市役所 2階 第1会議室

2. 出席委員の氏名

田村賢二郎 委員

山野あい子 委員

川崎 裕美 委員

重村 美帆 委員

3. その他議場に出席した者

上村教育部長、床本次長、橋本次長、石津学びの森くすのき・地域文化交流課長、石川学びの森くすのき・地域文化交流課係長、山下図書館長、山本図書館副館長、藤田教育支援課長、原学校教育課長、伊藤総務課副課長、平山総務課副主幹、河村総務課係長

4. 傍聴者 1名

5. 趣 旨

事務局： 本日は、野口教育長が所要のため欠席となりますので、教育長の職務代理者として田村委員が会議の進行を行うことになります。それでは、田村委員よろしくお願ひします。

職務代理者： ただ今から、令和3年5月18日の第6回教育委員会会議を開催いたします。本日は、先ほど事務局から報告がありましたように、野口教育長が所要のため欠席となります。出席委員数が過半数となっていることから会議として成立していることを最初に報告します。

職務代理者： 続きまして、今回の資料と合わせて送付しました、3月25日開催の第4回の議事録及び、4月26日開催の第5回の議事録について、ご意見等ありますでしょうか。

（全委員異議なし）

職務代理者： それでは、第4回及び第5回の教育委員会会議の議事録について、承認とさせていただきます。

職務代理者： 次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は委員にお願いします。

職務代理者： 本日の議題は、「議案第14号 市指定文化財の指定について」、「議案第15号 宇部市立図書館協議会委員の任命について」、「議案第16号 宇部市教育支援委員会委員の任命について」「議案第17号 物品購入の件（電子黒板）」の4件と、その他の事項として、「寄附の報告について」の1件となっています。

職務代理者： また、本日は傍聴者があります。議案第17号、物品購入の件（電子黒板）については、6月市議会に上程する議案のため、非公開としたいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

（全委員異議なし）

職務代理者： 異議がないようですので、議案第17号 物品購入の件（電子黒板）については非公開とさせていただきます。なおそれ以外の議題はすべて公開させていただきます。

職務代理者： それではまず、「議案第14号 市指定文化財の指定について」、事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第14号 市指定文化財の指定について」説明いたします。去る3月25日に開催した宇都市文化財審議会におきまして、宇都市有形文化財の指定について諮問し、答申を得たものです。諮問した有形文化財は「木造五智如来坐像5躯」です。市内の木田にある寺院極楽寺に伝わる遊行僧木喰作の木造で微笑仏と言われる芸術性の高い作品であり、貴重な文化財として文化財指定の諮問を行いました。詳細につきましては、資料に代えさせていただきたいと思いますが、審議の結果、別紙答申書のとおり、指定をして差し支えないとの答申をいただいている。この後は、宇都市教育委員会告示を経て、正式に指定が決定いたしますので、ご報告いたします。以上です。

職務代理者： ただ今の説明について、ご意見ご質問はありませんか。

委員： 基本的なことを確認しますが、市から文化財の指定を受けた場合は、管理の責任者は誰になるのですか。また、修理等が必要となった場合の費用は市が負担するのですか。

事務局： 文化財の指定の意義ですが、文化財保護ということに関して、行政が携わっていくことになります。ただし、文化財には所有者がいますので、原則として所有者が管理や保護を行うことになりますが、所有者が行う文化財保護の活動に対して市が補助金を出すなどの環境整備を行うこともあります。

委員： 虫食いの度合いはどの程度なのですか。

事務局： 木造なので致し方ないのですが、表面に虫食いによる欠損がある状況です。これ以上、虫食いによる欠損を広げないために燻蒸処理等が必要ではないかと思われる状況です。

委員： 燻蒸処理とはどのように行うのですか。

事務局： 基本的に方法としては、対象となる文化財がある部屋を薬品で満たした後に燻して殺虫を行います。しかし、実際に燻蒸処理を行う場合には、対象となる文化財の状態により様々な方法がありますので、県や国の助言を受けながら行うことになります。

職務代理者： その他に、ご意見やご質問はありませんか。

職務代理者： それでは「議案第14号 市指定文化財の指定について」は承認ということでおろしいですか。

（全委員異議なし）

職務代理者： 続きまして、「議案第15号 宇都市立図書館協議会委員の任命について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第15号 宇都市立図書館協議会委員の任命について」図書館から説明します。図書館協議会の委員につきまして、この度異動に伴う辞任が2名ありました。これに伴い、各団体から後任の委員の候補者について推薦がありましたので、その2名について図書館協議会委員として任命してよいのかをお諮

りするものです。任期につきましては、それぞれ前任者の残任期間の令和4年5月31日までとなります。説明は以上です。

職務代理者： それでは、「議案第15号 宇部市立図書館協議会委員の任命について」についてご意見ご質問がありましたらお願ひします。

職務代理者： 特に、ご意見等ないようですので、議案第15号については原案どおり承認ということでおよろしいでしょうか。

（全委員異議なし）

職務代理者： 続きまして、「議案第16号 宇部市教育支援委員会委員の任命について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 教育支援委員会は、障害のある児童生徒に関する教育支援に関する事項、例えば在籍変更や、小学校に就学する幼児の就学先などについて調査審議するため、宇部市教育支援委員会条例に基づき設置しているものです。今回、委員の任期が5月31日で終了しますので、17名の委員のうち8名を新たに任命するものです。任期は令和3年6月1日から令和5年5月31日までの2年間です。ご審議のほどよろしくお願ひします。

職務代理者： ただ今の説明について、ご意見ご質問はございませんか。

委員： 新しく委員になるのはどの委員ですか。

事務局： 新しく委員になられた方を番号で申し上げます。1番、3番、4番、8番、9番、10番、13番、16番の委員が新しく任命される委員です

委員： 在籍変更については、学校からの要望があればその都度集まり審議するのですか。それとも、年に何回か定例の集まりがあるのですか。

事務局： 年に4回ほど定期的に会議が開催されます。その会議に合わせる形で、学校の方で計画的に在籍変更等を審議し、その方達が会議に上がってきます。しかし、必要性が高い時には臨時で開催する場合もあります。

委員： 在籍を普通学級から特別支援学級に変えるのとは逆に、特別支援学級から普通学級に在籍をかえる場合もこの会議で審議するのですか。

事務局： そのとおりです

職務代理者： 以前に、地域コーディネーターの配置が市の東部地域に偏っているのではという意見がありました、その点についてはどうなっているのでしょうか。

事務局： 地域コーディネーターについては、サブセンター校である、岬小学校、神原中学校及び宇部総合支援学校に配置して市内全域を網羅しています。

職務代理者： その他に、ご意見やご質問はありませんか。

職務代理者： それでは、議案第16号については原案どおり承認ということでおよろしいでしょうか。

（全委員異議なし）

職務代理者： 続きまして、「議案第17号 物品購入の件（電子黒板）」の審議になりますが、冒頭に説明したとおり非公開となりますので、傍聴者は退出をお願いします。

（傍聴者退出）

職務代理者： それでは、議案第17号について、事務局から説明をお願いします。

事務局： それでは、「議案第17号 物品購入の件（電子黒板）」について学校教育課

から説明します。購入の目的は、国のG I G Aスクール構想に基づき、宇都市のI C T教育の充実を図るためです。購入金額は4, 224万円で、購入台数は200台です。なお、購入の時期については、令和3年11月頃となります。また、購入の相手方につきましては、明和システム株式会社であり、メーカーについては、スターボードという会社です。以上で説明を終わります。

職務代理者： ただ今の説明について、ご意見ご質問はございませんか。

委 員： 今回、200台購入のことですが、各学校にはどのような割合で配置されるのでしょうか。

事 務 局： 電子黒板の配置台数については、学級数に応じて配置する予定です。各学校の学級数から既に配置済みの台数を差し引いて、不足分を配置します。

委 員： 今回の購入分で、全ての学級に電子黒板が配置されるということですか。

事 務 局： そうなります。

委 員： 電子黒板は電子機器なので、これから必ず老朽化してくると思いますが、今後の老朽化した場合の更新計画について、宇都市としての考えを教えてください。

事 務 局： 更新計画については、現在は具体的な計画はありませんので、これから検討していきます。

委 員： 今回は購入ということですが、I T関係の機器は早いスパンで進化していくのでリースという選択肢があると思いますが、今後の更新に当たっては、購入以外の方法も検討するのですか。

事 務 局： 今回の電子黒板の導入については、国から交付金が支給されるため、購入するということになりました。今後の更新については、市の財政状況を睨みつつ、リースについても検討していくことになります。

委 員： 1人1台配備されているタブレット端末については、壊した時に誰が負担するのかといことが他の自治体でも問題になっていると聞いています。I C T教育が進んでいる自治体はリースで対応されていて、個人の負担は1, 000円ぐらいで交換できるということを聞いたことがあります。保護者としては、高価な物なので、子どもが持つて帰ってきて、もし壊してしまったらどうしようとか、持つて帰らなくとも、いろんなところでトラブルに巻き込まれるのではないかという不安を抱えている保護者の方がたくさんいらっしゃいますので、その不安が解消できるように、今後はタブレット端末などのI C T教育に関する機器については、リースという方法も検討していただければと思います。

職務代理者： その他に、ご意見やご質問はありませんか。

職務代理者： それでは、議案第17号については原案どおり承認ということでよろしいでしょうか。

（全委員異議なし）

職務代理者： 次に、その他の事項で寄付の報告を事務局からお願ひします。

事 務 局： 総務課から報告します。令和3年4月5日に、匿名の方から、平成24年度から通算108回目3, 000円の御寄附を小中学校教育資金としていただきました。以上です。

職務代理者： 他に何かありますか。

(全員意見なし)

職務代理者： 以上をもちまして、本日の会議を終了します。